

議案第 6 9 号	市道路線の変更について
道路河川課	緑塩掛橋下井沢線の起点を変更するに当たり、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 道路法第 10 条第 2 項及び第 3 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(路線の廃止又は変更)</p> <p>第 10 条</p> <p>2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。</p> <p>3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、<u>第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。</u></p> </div> <p>【変更路線】 緑塩掛橋下井沢線（下井沢地内）</p> <p>【変更理由】 上井沢、下井沢地区での宅地開発による道路整備に伴うもの</p> <p>【変更期日】 平成 27 年 10 月 1 日</p>